

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土都第231号

簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型・単体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成23年4月25日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 業務概要

- (1) 業務名 沖縄に適した風景・まちづくり方策検討業務
- (2) 履行場所 沖縄県全域
- (3) 業務内容
 - ア 沖縄の風景の変遷・現状と課題の再整理等
 - イ 沖縄の美しい風景・まちなみを保全、再生又は創出する風景・まちづくり方策の検討等
 - ウ ケーススタディ等による風景・まちづくり方策の検証
 - エ 景観向上効果等のビジュアル化
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成23年8月3日まで
- (5) 契約限度額 8,000,000円以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に求める要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県の平成23・24年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分土木関係コンサル、登録業種都市計画及び地方計画に登録された者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - キ 沖縄県内に本店又は支店があること。
 - ク 実施方針及び特定テーマが適正であること。
 - ケ 当該業務の見積額が契約限度額であること。
- (2) 実績及び管理技術者等の要件
 - ア 企業に関する要件
 - (ア) 2(2)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
 - (イ) 同種又は類似業務の実績
以下に示す同種業務又は類似業務について、平成13年度以降から公告日までに完了した業務（再

委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体又は共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

- a 同種業務：景観・歴史的環境形成総合支援事業制度要綱に規定する景観形成・活用事業計画、認定歴史的風致維持向上計画等、景観維持向上に係る詳細計画策定業務
- b 類似業務：景観法の規定による景観計画、都市計画法の規定による景観地区等、景観維持向上に係る計画策定業務

(同種業務、類似業務とも日本国内における国、都道府県、政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者（当該平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）。)
- c R C C M（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成13年度以降から公告日までに完了した業務において、下記 a 又は b の実績を1件以上有すること。

- a 同種業務：景観・歴史的環境形成総合支援事業制度要綱に規定する景観形成・活用事業計画、認定歴史的風致維持向上計画等、景観維持向上に係る詳細計画策定業務
- b 類似業務：景観法の規定による景観計画、都市計画法の規定による景観地区等、景観維持向上に係る計画策定業務

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。

なお、手持ち業務量とは、平成23年4月25日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- (ア) 予定技術者の経験及び能力
- (イ) 実施方針等
- (ウ) 特定テーマに対する技術提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

5 各種手続き等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成23年4月25日(月)から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 公告文6(5)イの場所

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所、方法等

(ア) 期間 平成23年4月26日(火)から平成23年5月6日(金)まで(午前中必着)

(イ) 提出場所、方法等 別紙簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型・単独発注)参加説明書(以下「参加説明書」という。)による。

イ 技術提案書の提出要請の通知(選定通知)

郵便等をもって平成23年5月9日(月)発送を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 期間 平成23年5月10日(火)から平成23年5月18日(水)まで

(イ) 提出方法等 参加説明書による。

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期間 平成23年5月20日(金)午前9時から11時まで(予定)

(イ) 方法等 参加説明書による。

(4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、4(2)により通知する。

ア 日時：平成23年5月24日(火)(予定)

6 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 受注者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任性（手持ち業務量）に違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班

電話番号 098-866-2408

イ 応募調書資料関係：アに同じ。

ウ 設計図書関係：アに同じ。

(6) その他詳細は、参加説明書による。